

## 愛知県少子化対策推進会議開催要綱

### (目的)

第1条 愛知県少子化対策推進条例第7条に基づき、県及び県民、事業者が一体となり社会全体で少子化対策の推進を図ることを目的として、愛知県少子化対策推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (構成員)

第2条 会議は、別表に掲げる者により構成する。

- 2 会議の会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 会長は、会議を代表し、会議に係る事務を総理する。

### (所掌事務)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 少子化対策の啓発に関する意見交換
- (2) 構成員相互の少子化対策の取組に関する情報交換
- (3) その他少子化対策の推進に関し必要な事項

### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、議題に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 3 会長が会議に出席できない場合は、会長の指名した者がその会議において会長の代理を務める。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、愛知県福祉局子育て支援課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成19年11月6日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。